「学校の荒れ」の要因・背景と今後の具体的対策

平成24年3月19日

「学校の荒れ」対策検討チーム

はじめに

学校においては、平成18年の改正教育基本法を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視した新しい学習指導要領に基づく指導が、本年度の小学校から順次、本格実施されている。

こうした学習を確実に定着させる前提として、落ち着いた学習環境を確保することが重要であることは論を待たないが、本県においては、平成22年度において暴力行為の発生割合が全国で最悪の状況になるとともに、いじめの認知件数も増加に転じるなど、「学校の荒れ」の状況が深刻さを増し、その解消が喫緊の課題となっている。

「学校の荒れ」に関しては、学校において教職員が一体となり、問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組むとともに、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、指導を繰り返してもなお改善が見られない場合には、警察等との連携を図るなど、厳しく対応することが重要である。

一方、問題行動の背景には、科学技術の進歩や情報化、少子高齢化、核家族化など、 社会環境や生活環境等が大きく変化し、人との関わりの中で得られる社会的適応力や自 己肯定感を育む機会が少なくなっていることなどもあり、家庭や地域社会、その他関係機 関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組む体制づくりを進めていく必要がある。

県政の羅針盤として、昨年12月に策定された第3次おかやま夢づくりプランでは、「支え合いの心あふれる社会実現プログラム」の中で、小・中・高等学校における暴力行為の発生割合を現況の11.3件から5年後には4件以下とする数値目標を初めて掲げ、いじめや暴力行為等の問題行動などに対しては、関係機関等と連携した取組を推進することとしている。

また、本年2月に策定された、青少年総合対策の基本プランとなる「岡山県子ども・若者育成支援計画~おかやま子ども・若者ビジョン~」においては、「子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて」を基本理念に、「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」や「子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり」などを基本目標として総合的な取組を推進することとしている。

こうした状況を踏まえ、本県では、昨年10月に庁内関係課で構成する「学校の荒れ」対策検討チームを設置し、「学校の荒れ」に対する横断的な対策について検討を進め、その取りまとめを行ったものである。

取りまとめにおいては、第1章で「学校の荒れ」の現状と要因・背景を考察し、中心的に取り組むべき課題を明確にし、第2章ではこれまでの取組と今後の具体的対策を記述し、第3章では今後の進め方を記載している。

第1章「学校の荒れ」の現状と要因・背景

1. 「学校の荒れ」の現状

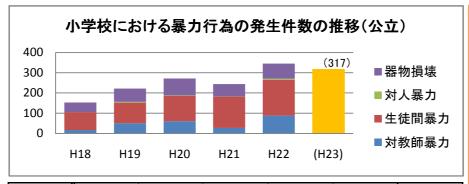
平成22年度間の児童生徒の問題行動等調査では、暴力行為の1000人当たりの発生割合が 11.3件となり、全国平均の4.3件を大幅に上回り、平成18年度以降減少傾向になったいじめの 認知件数が増加に転じるなど、児童生徒の問題行動等の解消が喫緊の教育課題となっている。

暴力行為等は、社会において許されない行為であり、学校においてもいかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為であるとともに、学校秩序の破壊につながる場合もある。また、いじめについては、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすものである。その他、授業中等に身勝手な行動をとったり、教室に入らず廊下等でたむろするなどして、学習規律の確保がままならない場合もある。

本チームにおいては、こうした児童生徒の問題行動等自体と、その行動により集団指導を中心とする学校における教育活動の円滑な実施を妨げられ、他の児童生徒が落ち着いて学習に向かえる環境さえも阻害されている状況、また、場合によっては負の連鎖が広がり、学級全体の運営が困難になる、いわゆる学級崩壊の状況などを「学校の荒れ」として捉え、以下に本県の現状を示すこととする。

〇 暴力行為の現状

「自校の児童生徒が故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」でその対象により、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の四つの形態とする。



. I	
	<u> </u>
Γ	児童生徒の問題行動
4	等生徒指導上の諸問
튰	頃に関する調査」によ
-	7

•18年度から

増加傾向

•22年度は

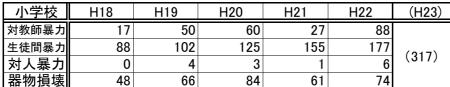
大きく増加

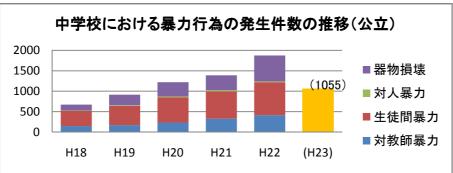
•23年度は

れる

対教師暴力が

微増が見込ま





	H18	H19	H20	H21	H22	(H23)
対教師暴力	145	169	233	324	412	
生徒間暴力	371	469	618	667	807	(1055)
対人暴力	9	17	19	33	19	(1055)
器物損壊	144	257	351	363	637	

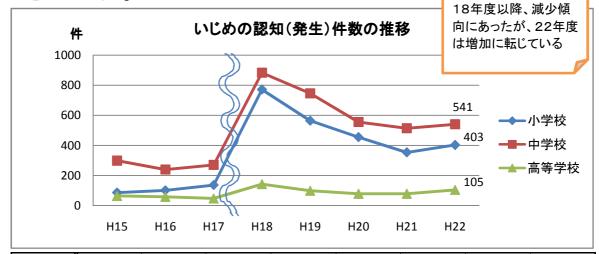
[※] 平成23年度について は、12月末時点におい て市町村教育委員会 が把握している件数。

- ・18年度から 増加傾向
- ・22年度は 器物損壊が 大きく増加
- ・23年度は かなりの減少 が見込まれる

〇 いじめの現状

「一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛な感じているものと

を感じているもの」



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
小学校	87	102	137	771	564	455	354	403
中学校	299	240	271	883	746	556	514	541
高等学校	65	59	48	143	99	79	79	105

- ※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。
- ※ 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数として調査。

○ 学級がうまく機能しない状況

「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、 集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による 通常の手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」(非行傾向等の一部の 児童生徒による授業の妨害等は除く)

	H22		H23			
	小学校	中学校	小鸟	学校	中等	学校
	12. 1	現在	7.1現在	12.1現在	7.1現在	12.1現在
学 校 数	22	2	19	44	6	12
全学校数に占める割合	5.3%	1.2%	4.6%	10.6%	3.7%	7.4%

〇 授業が成立しない状況

「ある特定の教科担任の授業において、子どもたちが 教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない授業の状態が一定期間継続し、教科担任による通常の手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」(非行傾向等の一部の児童生徒による授業の妨害等は除く)

	H22	Н	H23		
	小学校 中学校	小学校	中学校		
	12. 1現在	7.1現在 12.1現在	7.1現在 12.1現在		
学校数	5 6	6 4	4 7		
全学校数に占める割合	1.2% 3.7%	1.4% 1.0%	2.5% 4.3%		

〇 授業エスケープの状況

「授業中等に教室に入らずに廊下等で集団をつくり、教員等が対応している場合」

	H22		H23			
	小学校 中学校	小点	小学校		中学校	
	12. 1現在	7.1現在	12.1現在	7.1現在	12.1現在	
学 校 数	5 4	2 2	12	39	41	
全学校数に占める割合	1.2% 25.6	% 0.5%	2.9%	24.1%	25.3%	

「学校の荒れ」の具体的な様子や状況や兆候を発見した際の学校の対応について、以下に例を示す。

【参考】「学び合う集団は、落ち着いた学習環境から」(H23.3改訂・県教育庁指導課)

◎「学校の荒れ」につながる問題行動の兆候

<u> </u>	「学校の元れ」にフなかる問題行動の兆候 教 室 内	教 室 外					
	児童生徒の様子	児童生徒の様子					
	遅刻・早退が増える	□ 授業中にもかかわらず、教室に入っていない					
	授業中の勝手な行動が目立つ	□ 集会等で整列ができなかったり、私語が多かったりする					
	ノートを取らず、私語や居眠りをする	□ 教職員や地域の方への言葉遣いが乱れる					
	学習に不要な物を持ってくる	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	友だちの言動を見下すような行為が目立つ	□ 教員の指導に反抗的になったり、トラブル になったりする					
	服装や頭髪に乱れがある	□ 登下校時等の児童生徒の様子について、 地域からの苦情が増える					
	教 室 の 様 子	学 校 内 の 様 子					
	学習規律が保てない	□ 廊下やトイレ等で飲食や喫煙をした形跡がある					
	プリントや菓子等が床に落ちていたり、ごみ 箱に捨てられたりしている	□ 校内にごみや唾を撒き散らした跡がある					
	机や壁、ロッカー等に落書きがある	□ 廊下や手すり等に落書きがある					
	掲示物へのいたずらや持ち物の紛失が続 く	□ 下駄箱や自転車置き場でのいたずらや学校 図書の紛失等が目立つ					
0	「荒れ」の兆候を発見した場合の学校の対応	<u>.</u>					
	兆候を発見したときは、一人で軽重を判断し 徒指導主事等に報告・相談する	たり解決したりしようとせず、必ず学年主任や生					
	兆候を特定の児童生徒の問題と捉えず、生 を捉える	活環境や人間関係等から多角的・総合的に要因					
	養護教諭やスクールカウンセラー、事務職員等も含めて、関係する教職員から情報を集め、 生活環境や人間関係等から問題の背景を捉える						
	短期的に取り組むことと中・長期的に取り組むことを整理し、分担や対応方法など取組方針を 明確にする						
	取組方針を全教職員が共有し、一貫した指導をする						
	授業中や休憩時間の児童生徒の動静、放課後の教室や運動場等の状況に注意し、変化を 把握する						
	短期的に取り組むことは、期限を決めて全力で取り組み、期限がきたら成果と課題を総括する						
	社会的に許されない行為や集団生活を乱すような行為については、「だめなものは、だめ」と いった毅然とした対応を行う						

2. 要因・背景と課題

子どもたちを理解する上では、子どもたち自身の能力や心理的側面、交友関係にとどまらず、家庭環境など、子どもたちを取り巻く環境の側面に留意することが重要である。

本チームにおいて、「学校の荒れ」につながる子どもたちの問題行動等の要因・背景を考察するに当たっては、子どもたち自身に見られる要因を整理した上で、その要因に影響を与えると考えられる背景を学校、家庭、地域ごとに明確にし、その課題を整理することとする。

(子どもたち自身に見られる要因)

「学校の荒れ」につながる子どもたちの問題行動等の原因について、子どもたち自身に見られる要因としては、まず直接的なものとして、規範意識やコミュニケーション能力などを含む社会性の低下とともに、多動、行動のコントロールが苦手なことといった衝動性の高さや自己統制(セルフコントロール)の低さ、抑うつなどが考えられる。また、間接的には、基本的な生活習慣の乱れや、学習面での理解の遅れから学習内容の不消化状態に陥り怠学傾向や問題行動に向かう場合もある。こうした要因が、結果として、自分がやるべきことが見出せていない状態や学校にも家にも居場所がない状態を生み、自己肯定感の低下へとつながっている。

子どもたちは、乳幼児期から家庭での育児やしつけを通して培われる生活習慣などを土台として、地域生活や学校生活など、活動範囲の広がりとともに、他者とのかかわりや集団生活の経験を通して、あいさつや礼儀、他者とのかかわり方、社会的ルールの遵守や責任などの社会の一員としての生活習慣や規範意識・社会性を身に付けていく。

こうした認識のもと社会全体を見ると、自由・権利意識の高まりにより多様な価値観が生まれ、社会全体の規範意識の低下が指摘されるとともに、物質的な豊かさを追求することにより、心の豊かさが失われているとの指摘もあり、社会全体の変質が、子どもたちにも大きな影響を与えている。 さらに、テレビやゲーム、インターネット等との過剰な接触は、子どもの生活リズムを乱すだけでなく、生きる力を養うのに必要な実体験の機会を減少させ、コミュニケーション能力の低下などを引き起こしているという指摘もある。

こうした子どもたち自身に見られる要因等に関わる背景と課題について、以下、学校、家庭、地域、社会全体に整理し、記述する。

(1)学校に関わる背景と課題

学校は家庭と並んで、子どもたちが1日の生活の大半を過ごす場であるとともに、心身の発達に応じて、知識や教養、豊かな情操と道徳心などを培うことを目標に、体系的な教育を組織的に行う機能を担っており、学校教育が子どもたちに与える影響は極めて大きい。

学校の体制に関しては、学校全体で組織として指導するという教員の意識の弱さ、社会や子どもたちの変化を的確に捉え、子どもたちとの信頼関係のもと、厳しく指導したり、優しく論したりと、状況に応じた適切な指導が十分に行えていない、あるいは教員の大量退職期を迎えての指導スキルの継承の問題など、教員の指導力の弱さ等が指摘されており、学校全体で問題行動等の状況を共通認識し、統一された方針に基づく生徒指導を行えるような組織的生徒指導体制の強化や、個々の教員の生徒指導力の一層の向上が必要である。併せて、子どもたちの心の開放やケアにおいて有効なスクールカウンセラーの配置なども、その効果を最大限に引き出せるよう、配置などの工夫が必要である。

また、学校の問題は学校内で解決したいという学校の風土であったり、学力調査の結果や問題行動等の状況を公表することについて、学校のイメージの固定化や児童生徒の無用の劣等感、過度の競争等の懸念などにより、公表していない学校が多いことなどから、情報が保護者や地域に対して十分に伝わらないために、かえって協力が得られにくい状況を招いているとの指摘もあり、そうした観点から校内体制を見直したり、意識改革を行う開かれた学校づくりを推進することが必要である。

学校の教育活動に関しては、子どもたちが学習面で理解が十分でない場合に、学習内容の不消化状態に陥りその結果が怠学傾向や問題行動に向かうことがあり、子どもたちの興味・関心を惹き付け、一人一人の「分かった」「できた」など、自身の成長を実感させられるような授業改善や、学習の到達状況に応じたきめ細かな指導の一層の充実が必要である。

また、落ち着いた雰囲気で学習に集中できる学習環境づくりを進めるためには、授業以外でも、 一人一人が学ぶ意欲を持って活動できる場をより多く設け、自己肯定感や有用感を高め、支え合い高めあう集団へと昇華させていくことが大切であり、そのために有効な体験活動の充実を図る必要がある。こうした活動は同時に豊かな心の育成にも寄与するものであるが、その柱となる道徳教育や人権教育は、学校の教育活動全体を通してさらに充実させる必要がある。

子どもたち自身の行動・精神面に関しては、多動、行動のコントロールが苦手なことといった衝動性の高さや自己統制(セルフコントロール)の低さ、抑うつなども問題行動等のリスク要因となるが、そうした特性への理解不足がある場合には、学校の理解や対応力の一層の充実が必要である。

就学前に基本的生活習慣等が十分に培われないまま小学校へ入学するなど、しつけ等の家庭の役割が学校に求められる場合等に、学校の過重負担や抱え込みの状況が見られ、専門的知見を持つ関係機関等との連携の強化が必要である。

(2)家庭に関わる背景と課題

核家族化や少子化等を背景に、家族関係の希薄化や家庭の孤立化が進む中で、育児不安や悩みをもつ保護者や、過保護、しつけ不足、無関心など、家庭の教育力に課題のある保護者が増加しており、保護者同士の支え合いや地域の中でのネットワークづくりを行いながら、家庭への直接的なアプローチや支援を行う必要がある。

(3)地域に関わる背景と課題

個人主義の浸透や地縁的な人のつながりの希薄化等を背景に、祭り等の地域行事の衰退、子ども同士や子どもと地域の方との交流機会等の減少が進んでおり、地域における子どもの活動機会の充実とそれを支える地域人材の裾野の拡大、さらには家庭を地域で支える仕組みづくりが必要である。

(4)社会全体に関わる背景と課題

学校の落ち着いた学習環境づくりを目指して、「学校の荒れ」の解消に取り組むためには、学校が中心的な役割を担いつつも、学校で「できること」「できないこと」を適切に見極め、学校だけの問題として捉えるのではなく、学校、家庭、地域、関係機関・団体等が問題意識を共有し、それぞれの役割を再認識して、それぞれが責任と自覚を持って役割を果たすとともに、相互に連携して県民総ぐるみの協働の取組として広げていくことが必要である。

第2章 これまでの取組と今後の具体的対策

これまでの取組について改善・充実を図るとともに、今後、学校の荒れ対策として緊急的に対応 する主な対策を「今後の具体的対策」として以下に記す。これらの取組に当たっては、個々の関係 課・室だけで行うのではなく、相互に連携することにより効果的な対策としていくことが必要である。

組織的な生徒指導体制の強化や生徒指導力の向上等

- 生徒指導上の諸問題等に関する校内支援体制整備への指導・助言や研修の充実に取り組 むとともに、スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、子どもたちのケアや保護者の不安感 の払拭、教員の指導等の見立てなど、専門的視点からの支援に取り組んできた。
- 暴力行為や非行行為への対処スキルを有する警察官OBからなる暴力行為対策アドバイザ ーを課題を抱える学校に派遣したり、校長OBや児童相談所長OB、警察官OBからなる学級サ ポートリーダーを課題に応じて学校に派遣するなど、学校支援に取り組んできた。

の取組

- **これまで** │○ 地域人材を活用して、いわゆる学級崩壊等の状況に対してチームで対応に当たる取組や、 いじめ等の早期発見、未然防止の観点から小学校を巡回する取組を行った。
 - 学校だけでは解決に至らないケースについて、学校や保護者から第三者的立場で電話相 談を受けたり、緊急かつ重大な事案に対しては緊急危機支援チームを派遣する取組などに も取り組んできた。
 - インターネット等を介したいじめの増加に関しては、学校における情報モラル教育の徹底の ほか、いわゆる学校裏サイト等インターネット上の掲示板の検索・監視を専門業者への委託に より実施し、検索・監視結果の情報を学校へ提供している。

今後の 具体的 対策

学校の組織的対応や教員の生徒指導力の向上

問題行動等の事例に応じて具体的な指導方法等を例示した「生徒指導対応ハンドブッ ク」を作成し、教員研修等で活用し、組織的な対応や生徒指導力の向上を図る。

スクールカウンセラー配置事業

小学校への配置数を拡充するとともに、中学校への一律配置から特に課題の多い学校 には重点的な配置を行うなど、重点配置方式に変更する。 【小学校:24校→26校、中学校:週1日→重点校・週2日】

学校 - 開かれた学校づくりの推進-

これまで の取組

○ 県立学校において、学校評価の取組や学校評議員制度の充実を図るとともに、市町村に対 して同制度やコミュニティ・スクールについての情報提供を行ってきた。

今後の 具体的 対策

「地域連携担当」の設置

学校が必要とする支援のニーズの把握・調整や地域からの情報の教職員への伝達、地 域と連携した学習活動の計画など学校内での役割のほか、家庭や地域へ学校の情報を積 極的に発信したり、地域との話し合いの場を設定するなど、学校と地域を繋ぐ学校側の窓 口として、新たに「地域連携担当」を校務分掌に位置づけ、連携の促進を図る。

学校 -授業改善やきめ細かな指導の充実-

○ 全国学力・学習状況調査や県独自の学力・学習状況調査、学習到達度確認テストなどによ。 り、子どもたち一人一人の学力・学習状況を的確に把握し、習熟度別指導などのきめ細かな指 導を推進するとともに、学校力向上実践校を指定するなどして授業改革に取り組んできた。

の取組

- **これまで** 学力向上にとどまらず、落ち着いた学習環境づくりや特別な支援を必要とする生徒への対 応など、学校の抱える様々な課題に総合的に取り組む中学校「アトラクティブスクール」を指定 し、活力ある学校づくりを推進している。
 - また、家庭学習習慣の定着に課題が見られることから、土曜日や放課後などに補充学習等 の支援にも取り組んできた。

学力向上アクションプランの見直し

有識者から構成する「学力向上検討委員会」において、24年度中に学力向上アクション プランの在り方について提言をまとめ、施策の充実を図る。

今後の 具体的 対策

家庭学習促進計画の推進

土曜日等を活用した補充学習等支援や保護者に対する家庭学習の充実に向けた講座 を提供する「ホリデーわくわく学習支援事業」を拡充する。【6市町村→12市町村】 また、県教委作成の学習到達度確認テストを配付し宿題としての活用を促進する。

オルタナティブプログラムの研究

教室に入らない児童生徒に対し、教室以外の別室等において個別的な学習指導等を 行うための教育プログラムを学校や県総合教育センター等を中心に研究する。

学校 -体験活動の充実等-

これまで の取組

- 社会教育施設等を活用し、自然の中での集団宿泊活動などの体験活動や、中学生の地域における職場体験活動「おかやまチャレンジ・ワーク14」を推進し、子どもたちの社会性、職業観・勤労観の育成に取り組むとともに、生のオーケストラ公演等に触れる機会の提供や高校生の国際文化交流などの文化活動も推進し、情操豊かな子どもの育成にも取り組んできた。
- 道徳教育を推進するための実践研究や、県下一斉あいさつ運動の展開、薬物乱用防止教室の推進に取り組むとともに、高校生の社会貢献活動についての調査研究にも取り組んだ。
- 人権教育については、インターネット上での人権侵害など複雑多様化する人権問題に対応するため、教職員研修や保護者啓発、指定校での実践研究などにより、学校教育活動全体を通して、子どもたちの人権に関する知的理解の深化や人権感覚の育成に取り組んできた。

今後の 具体的 対 策

・ 岡山チャレンジ・ワーク推進事業

中学校での職場体験につながる、小学校段階からのプレワーク活動を新たに推進し、 小・中連携による一貫性のあるキャリア教育の充実を図る。【中学校125校、小学校120校】

道徳教育の推進

平成20年度から県の道徳教育に関する施策の検証等を行ってきた有識者等から構成する「道徳教育について考える会」において、24年度中に道徳教育推進のための方向性についての提言をまとめ、施策の充実を図る。

学校 一多動、衝動性などの行動特性への理解や対応力の充実等-

これまで の取組

- 幼稚園における特別支援教育について、専門家が具体的な取組等を紹介するセミナーを開催したり、小・中学校の通常学級における特別支援教育の充実のため、専門家の活用による授業改善のモデルづくりに取り組むとともに、高等学校における発達障害支援のための特別支援教育コーディネーターの育成や校内支援体制の整備に取り組んできた。
- 保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等において関係機関と連携しながら、総合的な相談を行ったり、障害を早期に発見し、適切な支援が行われるよう取り組んだ。

今後の 具体的 対 策

・ 多動・衝動性などの行動特性に関わる教員研修の充実

多動、衝動性、自己統制、抑うつなどの理解を深め、特性に合わせた適切な対応・指導 を行えるよう、教員研修の充実を図る。

支援を要する子どもに関わる学校種間の円滑な接続等の促進

保健・福祉・医療機関との連携により、支援を要する子どもの早期発見に努めるとともに、 幼稚園から小学校へ、さらに中学校、高校へと支援に必要な情報の伝達等による学校種 間の円滑な接続等を促進し、適切な支援を充実する。

学校 -関係機関との連携-

これまで の取組

- 各学校や地区においては、「学校の荒れ」の状況に応じて、警察や社会福祉、医療の関係機関等と連携を図りながら、その対応に当たってきた。警察との連携では、「非行防止教室」や「心と命の教室」を開催したり、補導等の街頭活動などに取り組んできた。
- 県においては、学校と警察の連携強化等を図るための学校警察連絡協議会や、緊急危機 支援チームの派遣等に係る臨床心理士会との連携などに取り組んできた。

おかやま子ども・若者サポートネットによる支援

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の専門機関・団体で構成し、困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援する。

・ 市町村子ども・若者支援地域協議会設置の支援

より身近な市町村において適切な支援が受けられるよう、市町村におけるネットワークづくりを支援する。

今後の 具体的 対 策

学校警察連絡協議会活動の活性化

具体的な地域情報の交換、「学校の荒れ」の問題に関する討論会、地域ボランティアを招いての意見交換を行うなど活動の活性化を図る。

・ 非行防止教室等の推進

薬物乱用防止教室、インターネットモラル教室、心と命の教室等を積極的に開催し、教員と警察官のティーム・ティーチング手法を取り入れるなど、創意工夫した取組を推進する。

・ 少年警察協助員会、地域安全推進員協議会、少年を守る母の会等による支援 少年警察協助員、地域安全推進員、少年を守る母の会会員等のボランティアが、気軽に 学校を訪問できる環境づくりに努め、支援に必要な情報交換を行うとともに、児童・生徒と 一緒になって、あいさつ運動や清掃活動を行うなどの各種支援活動を行う。

家庭

これまで

の取組

- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供として、乳幼児健診の機会を活用した母子教育、子育てサポーターリーダーや保健師、民生委員、子育て経験者等の地域人材から構成される家庭教育支援チームを編成し、地域における身近な場所での学習機会や情報の提供、相談活動等を実施するなどの家庭教育支援等に取り組んできた。
- 家庭教育支援の体制づくりとして、家庭教育に関する専門的知識やカウンセリングに関する知識・技術の習得を目指した「子育てサポーターリーダー養成講座」や親同士の学び合いを支援するための「親育ち応援学習リーダー養成講座」を開催するとともに、子育てや教育に関する相談体制の整備・充実等に取り組んできた。 ○ 家庭教育・子育て支援に関する啓発として、「早ね、早おき、朝ごはん」県民運動を推進す
- 家庭教育・子育て支援に関する啓発として、「早ね、早おき、朝ごはん」県民運動を推進する中で、「ぱっちり!モグモグ」生活リズム向上キャンペーンの展開や各家庭の心温まるエピソード・ルールを募集し公開する「わが家のすこやか日記」等に取り組んできた。
- 家庭環境の改善に関する支援として、教育分野と社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、家庭環境改善の支援に取り組んできた。

・ スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充

福祉分野等の専門機関等へのつなぎなど、家庭環境の改善に直接的に働きかけ、効果を上げているスクールソーシャルワーカーの活動時間を拡充する。【1,224h→1,920h】

今後の 具体的 対 策

・ 家庭環境改善サポーター配置事業

ニーズが高まっているスクールソーシャルワーカーによる支援活動を補完し、よりきめ細かい家庭支援が行えるよう、新たに民生委員等地域の人材をサポーターとして中学校区に配置し、スクールソーシャルワーカーの見立てや助言のもと、課題を抱える児童生徒の家庭に直接働きかけ、必要な関係機関・地域に繋ぐなどの支援活動に取り組む。

【活動時間:672h、配置校区数:12】

・ 家庭教育支援チームの取組の拡充

身近な場所で保護者支援を行うチームの取組や、「親育ち応援学習プログラム」を活用した支援など、家庭教育支援の取組を拡充する。【6→12市町村】

地域

- 地域の教育力を高めるため、子どもたちを取り巻く様々な問題(生活リズムの向上、学習習慣、ケータイ・ネット等)をテーマとしたPTA指導者研修会に取り組むとともに、各種団体が開催する講演会等に青少年健全育成アドバイザーを派遣している。
- 地域の大人たちが、子どもたちに学びや体験、交流活動の機会を提供する「放課後子どもプラン推進事業」に取り組んできた。

これまで の取組

- 県警察では、少年警察協助員や少年警察学生協助員等のボランティアを委嘱し、地域住 民や少年と年齢が近い現役学生としての特性を生かして、補導活動や学習支援活動等に取り組んでいる。
- 地域住民によるボランティアが学校教育活動を組織的に支援する学校支援地域本部事業や自主防犯パトロール活動、子どもの安全安心見守り活動の支援とともに、地域社会の連帯感・絆の強化推進に取り組んできた。

・ 私学協会との連携

私立学校のPTAに対して、私学協会主催のPTAを含む研修会などの機会を活用して、子どもたちの問題行動等に関する学習機会を提供する。

今後の 具体的 対 策

- ・ 地域ボランティアの裾野拡大による学校支援や放課後支援等の取組の拡充 課題のある子どもの居場所づくりや学習支援の充実、親子を支援する取組を充実する。 学校支援地域本部【61箇所→90箇所】 放課後子ども教室【123教室→130教室】
- ・ 全県的な「子ども応援人材バンク」の設置・活用

各市町村や学校において、地域人材を活用した取組が進められてきているが、そうした 取組をさらに促進するため、全県的な子ども応援人材バンクを設置し、人材の掘り起こしや 活動の一層の促進を図る。

社会全体

- 青少年問題を考え、行動する100人委員会による「であい、ふれあい、たすけあい」を日常生活の中で実践する「おかやま青少年さんあい運動」をはじめ、11月1日の「おかやま教育の日」を中心とした県下全域での教育に関する様々な取組、(社)岡山県青少年育成県民会議による「大人が変われば、子どもも変わる運動」や子ども・若者を温かく見守り支える「地域のおじさん、おばさん運動」、登下校時の見守りや声かけ、学校でのあいさつ等を実施する「おはよう、おかえり」県民運動等を推進してきた。
- 本年2月19日には、県民総ぐるみの取組の第一歩として、「落ち着いた学習環境づくりを目指して」をテーマにした「おかやまの教育を考える県民フォーラム」を開催し、知事から県民にメッセージを発信したり、パネルディスカッションでは、学校としての責任を果たすことや、医療・福祉・NPO等との連携、子どもや大人の生活に関するルールづくりなどが提案された。

知事メッセージ ~子どもたちの健やかな成長のために~

教育は、未来の社会を支える人づくりであり、子どもは「社会の宝」です。子どもたちが、 自ら考え、判断できる力や豊かな人間性を身に付け、健康でたくましく成長していくことは、 県民すべての願いです。

しかし、現在、本県では、子どもたちの暴力行為や不登校など、解決すべき課題が多くあり、落ち着いた学習環境をつくっていくためには、学校・家庭・地域、そして関係機関が力を合わせて取り組まなければなりません。

次代を担う岡山の子どもたちの健やかな成長のために、特に次のことをお願いします。

これまで の取組

子どもたちへ

- ・周りの仲間を大切にし、約束やきまりを守るとともに、自分のよいところを伸ばし、夢や希望の実現に向けて心と体をしっかり鍛えましょう。
- ・今やりたいことが見つからなかったり、思い悩んだりしていても、決してあせらず、周りの 友だちや大人に相談しましょう。

保護者の方へ

・家庭は教育の出発点であり、子どもの教育について最も重要な役割を果たしています。 子どもが小さいうちから、しっかり触れ合い、日常の生活の中で生命の大切さ、思いやり の気持ち、人として生きるための基本的なルールやマナーなどを教えましょう。

学校の先生方へ

・先生という仕事は、次代を担う人材を育てる重要な仕事です。信念と愛情を持って教育活動に当たるとともに、子どもたち一人一人が夢や希望に向かって一生懸命に努力することができるよう、保護者や地域の方と共に取り組んでいきましょう。

地域の方々へ

・子どもたちに積極的にあいさつや声かけをするなど、地域で子どもたちを温かく見守り 育てましょう。また、祭りや清掃活動など、子どもたちの活動の場を設け、子どもたちが 充実感や達成感を味わい、地域の一員として行動できるような取組を進めましょう。

子どもたちが、夢や希望を抱き、自らの力を発揮し、将来の社会を支える人となるよう、 今こそ、県民の皆様一人一人が共に手を携え、子どもの教育に積極的に関わっていただ くことを心から願っています。

今後の 具体的 対 策

・ 「青少年問題を考え、行動する100人委員会」による県民運動の展開

「学校の荒れ」の解消に向けて、「おかやまの教育を考える県民フォーラム」での知事のメッセージや、パネルディスカッションでの提案などを受け、県民それぞれの立場で取り組める具体的方策を「青少年問題を考え、行動する100人委員会」において決定・発信するよう要請する。具体的方策については、7月、11月、3月の青少年健全育成強調月間に啓発キャンペーンを展開し、それぞれの取組を促進する。

・ あいさつ運動の連携

犯罪のない安全安心岡山県づくり県民運動の一つである「おはよう、おかえり」県民運動の実践行事として警察関係者や子ども110番の家等も参加する学校での「あいさつ運動」と、県教委が毎月10日を「岡山県下一斉あいさつ運動の日」として各学校での取組を推進している「あいさつ運動」とが相乗りするなど、連携して活動の一層の活発化を図る。

第3章 今後の進め方

「学校の荒れ」の解消を目指し、学校に落ち着いた学習環境を実現するためには、前章で示したとおり、学校自体がその教育活動の内容の充実を図ることはもとより、課題のある子どもやその家庭に対して、学校と関係機関が連携して、積極的なアプローチにより支援へと繋いでいくことともに、地域社会が結束してその教育力を発揮して、日常的な関わりの中で支援につなげていくことが大きなポイントである。

このたび、全庁横断の「学校の荒れ」対策検討チームを設置して、その具体的対策等をとりまとめたが、今後、いかにしてこれらの対策を効果的に実施できるかが鍵となり、複数の部局を横断する施策の実施や進行管理など、引き続き全庁横断的に「学校の荒れ」の問題に対応できる体制が必要である。

このため、「学校の荒れ」対策検討チームの母体であり、その構成課の大部分を占める「青少年マトリックス」を中心として、必要に応じて、関係課の協力を得ながら、横断施策の実施や進行管理に当たることとする。

むすび

人は集団や社会との関わりを欠いては、様々な問題を解決する力を得ることはできない。子どもたちは、家庭における親子関係から出発し、学校での生活や地域社会との関わりの中で、よりよい生活や人間関係を築こうとする態度、基本的生活習慣の確立、規範意識や公共の精神など、社会生活を送る上で必要な力を身に付けていく。

「学校は社会の縮図である」と言われるが、言い換えれば「『学校の荒れ』は『社会の荒れ』を反映している」とも言え、「学校の荒れ」を学校だけの問題として捉えることなく、地域社会の問題として認識し、家庭、学校、地域社会、行政、関係機関・団体がそれぞれの立場で、できることを行動として起こし、点から線へ、線から面へと、県民総ぐるみの協働の取組に広げていくことによって、「学校の荒れ」の改善につながっていくと考える。また、行政の中で最も住民に身近な市町村が、それぞれ関係する部局等との連携を一層図るとともに、市町村と県のお互いの役割について認識を共有しながら連携して行政施策を立案することを欠いてはならない。

「教育は国家百年の計」と言われるように、教育は、全ての子どもが豊かで幸福な人生を歩むためにも、また将来を担う人材を育成するためにも極めて重要である。「自立」、「共生」、「郷土岡山を大切にする心」に関わる資質能力をはぐくむためにも、本とりまとめで示した具体的対策を、行動連携により着実に実施するとともに、一過性に終わらせることのないよう、不断に検証・改善を図りながら、「学校の荒れ」の解消を目指すものである。こうしたことにより、ひいては、落ち着いた学習環境の中で、全ての子どもたちが明るく生き生きと学校生活を送ることにつながるものであると考える。

「学校の荒れ」対策検討チーム名簿

所 属	職名	氏 名
総務部 総務学事課	課長	松尾茂樹
県民生活部 くらし安全安心課	課長	渡辺知美
県民生活部 男女共同参画青少年課	課長	岡 野 千 鶴
保健福祉部 健康推進課	課長	則 安 俊 昭
保健福祉部 子ども未来課	課長	小 野 恵 子
保健福祉部 障害福祉課	課長	古南篤子
教育庁 指導課	課長	忠 田 正
教育庁 指導課生徒指導推進室	室長	石 田 隆
教育庁 特別支援教育課	課長	黒 山 靖 弘
教育庁 保健体育課	課長	藤井健平
教育庁 生涯学習課	課長	廣 田 貢
教育庁 人権教育課	課長	谷名隆治
県警察 生活安全部 生活安全企画課	課長	田村啓次 依本俊彦
県警察 生活安全部 少年課	課長	間 野 洋 児 山 田 弘

14課•室

「学校の荒れ」対策検討チームにおける検討経過

〇10月 3日:第1回会議 :検討課題、今後の進め方等 ○10月12日:第1回WG会議:WGでの検討事項等、「学校の荒れ」の原因・背景と対応 策等 :「学校の荒れ」の具体的状況、原因・背景と対応策等 〇10月17日:第2回会議 ○12月16日:第2回WG会議:「学校の荒れ」の原因・背景と対応策、関係機関等との連 携方策、県民フォーラム等 〇 1月18日:第3回会議 :関係機関・団体等との連携方策、県民運動の在り方、県 民フォーラム等 〇 2月17日:第4回会議 :「学校の荒れ」対策検討チームにおける検討のまとめ(素 案)等 ○3月1日:政策推進会議への報告:「学校の荒れ」の原因・背景と今後の具体的対策 (案)の概要 ○ 3月15日:第3回WG会議:「学校の荒れ」の原因・背景と今後の具体的対策(案)等

○ 3月19日: 第5回会議 :「学校の荒れ」の原因・背景と今後の具体的対策(案)等